

戦後初期の「社会法研究会」について

山田 晋

一 はじめに

石井保雄『わが国労働法学の史的展開』(信山社(二〇一八年))は驚愕の書である。誰もがいつかは取り組まねばならないと意識しながら、誰も取り組まなかったことに、ひとり正面から挑んだ書籍であるからだ。

石井教授は述べる。戦後労働法学は必ずしもゼロからスタートしたわけではない。戦前・戦間期の学問業績の上に構築されてきた。しかし戦前・戦間期の労働法学は戦争遂行過程で消滅してしまふ。「その過程を追跡し、その全貌を明らかにすることが本書の主要な課題である。戦後労働法学は戦前のそれと断絶しながらも、また一方においては継続しているのではないか」(はしがき)。「本書が意図するのは、わが国戦前・戦時期の労働法学が様々な課題に応えんとした理論的営為を跡付けることにより、その展開過程を検証することである」(同書7頁)。

本書で石井教授は、わが国労働法学の生誕―大正デモクラシー期から、戦中における消滅まで、そして戦後の再出発の時代に、労働法学を担った末弘厳太郎、孫田秀春、菊池勇夫、津曲蔵之丞、後藤清、吾妻光俊、浅井清信らの研究業績を検討し、彼らが「敗戦」にどのように向き合ったかを検証した。

そして石井教授は以下のように総括する。

侵略戦争の拡大過程で、当時の法律学は「戦争拡大への懐疑すらなく、むしろ全面的な同調的な姿勢ないし態度のもと無批判的な正当化ないし合理化に従事していった。その中心にいたのが、わが労働法学徒であった。…。確実にいえるのは、一様に国の戦争遂行の実現により添うべく肯定的かつ積極的であったということである。アジア太平洋戦争に敗北し、荒廢した国土を前にしたとき、労働法学徒は戦時期の自らの理論をいかに内省し、総括したであろうか。……。彼らの学問的な発想や、労働法学ないし社会法学に関する基本的な概念理解や構成については、戦前・戦時期におけるそれとくらべたとき、ほとんどの者に相違はみられなかった。このことは、戦後労働法学の形成になんらの影響をおよぼさないといふことは、なかったであろう。これこそが、従来戦後労働法学が殊更に自らを戦前のそれとまったく異なつたものとして意識し、そのような姿勢を維持してきた遠景事情なのかもしれない。

労働法学の戦後の歩みは、このようにして始まった。そこには、戦前・戦時期とのあいだに断絶ではなく、むしろそれを担う人間のみならず、学問的内容においても、むしろ継続をみるべきであろう」(同書五九三―五九五頁)。

同書は極めて示唆に富むもので多くを私は学んだが、私はそれら多数の示唆の中で、社会法学者の戦争責任と、研究者の歴史資料の保存管理という次世代への責任については、ここで触れざるを得ない。

石井教授自身は、いまさら労働法学徒の戦争責任を追及する気はないと記述されているが(同書五五三頁)、本書を読めば読者は当然、社会法学者の戦争責任を考えざるを得ない。それは戦前に華々しく活躍した労働法学者自身の「戦争責任」と、戦後の彼らの活躍を支持あるいは少なくとも彼らの「戦争責任」を不問とした戦後労働法学界の「戦後責任」

である。例えば、一九八〇年代、日本労働法学会が総力を挙げて編集した『現代労働法講座』の『第六巻 労働協約』総合労働研究所（一九八一年）に、後藤清は「協約自治とその限界」を執筆している。戦前の不滅の業績があれば、戦中に何を主張しようともまた何の（総括）がなくとも不問とされ、戦後も華々しく活躍できたのである。

いっぽう、歴史資料の保存管理は、まさに現在のわれわれの次世代に対する責任である。石井教授の超人的ともいえる労働法学史に対する執念と意欲によって、非常に多くのことが明らかに、教授の労作は学界の貴重な財産となった。資料・史料はそれが残っていれば、いつかは石井教授のような学問的執念に燃えた研究者によって検討・検証され研究に資することになるのである。問題なのは資料が「残っていれば」という点である。今日では研究者が収拾した貴重書籍でさえ大学図書館が受取を拒否するのが一般的である。ましてや新聞記事やインフォーマルな文書は、当事者が意識的に保管・保存の手段を講じない限り、散逸の運命を免れない。

本稿筆者は第一の課題については現在それをまとめる準備ができていない。第二の点については、若干、手持ちの資料をまとめておくことが可能である。

以下に提示するのは、九州地域の社会法研究者が多く参集してきた、「社会法研究会」の一九六〇年代の活動についての若干の考察である。

社会法の歴史的研究としては、法制史研究、学説史・思想史研究、研究者研究などがあり得る。「研究会」それ自体の研究は極めて少ない。まして全国規模の学会でなければ、皆無であろう。地域単位や小規模あるいはインフォーマルな研究会については、「エッセイ」に記されるのみであった。⁽¹⁾したがってそのような研究会の資料は残らない。当事者の覚書

もやがて散逸する運命にある。そもそも「研究会」は「ワークシヨップ」と同じであり、活字原稿を発表する前段階の準備作業の場であると考え、「研究会」の記録にはさしたる意味はないという考えもあるう。

しかし小規模な研究会であれ、学説史上に影響を及ぼす研究・議論が行われることも考えられるし、個々の研究者の学的営為の集積が学界の発展に結実すると考えられる。事実、労働法学会や社会保障法学会における学会報告は、地域的研究会の共同研究という形でなされるものが少なくない。したがって地域的なあるいは小規模な研究会の検討が無意味なわけではない。

広島修道大学法学部で日本法制史、法社会学を担当された矢野達雄教授は二〇一九年三月末に定年により退職された。教授は「労働法史」にも大きな業績を残された。一九九三年に刊行された『近代日本の労働法と国家』（成文堂）は、教授の一連の労働法史研究をまとめたものである。そもそも教授は労働法史を対象に研究生生活をスタートしたのである。広島修道大学法学部は研究紀要「修道法学」四一卷二号（二〇一九年二月）において退職記念号を発刊することで、教授の研究と教育により法学部になされた貢献に謝意を表した。生来の怠惰さゆえに、私は記念号に何をも寄稿できなかつた。半年遅れとなるが、本稿をもって矢野教授への学恩に対する御礼とさせていただきます。

(1) 例えば「関西行政法研究会」について室井力「たけのこ会」のこと―関西行政法研究会のはじまり」ジュリスト九五一号（一九九〇年三月一日号）二頁。

二 資料について

本稿で使用した資料は林迪廣教授、荒木誠之教授が九州大学法学部を定年により退官される際に（それぞれ、一九八六年三月、一九八八年三月）、譲渡されたものの一部である。

(一)「社会法研究会報告題目および報告者一覧（自 第一回（復会）昭和35年4月 至 第十五回 昭和37年3月）」社会法研究会 昭和37年4月（写真1）

B4版1枚を二つ折にした活版印刷の文書で、研究会開催日時、題目、報告者が記録されている。報告者の所属は記載されていない。菊池教授の九大退官に（一九六二年三月）にあわせて作成・配布された。

(二)「社会法研究会 記録2」自1961. 10. 21 至 1963. 4. 2 コクヨの大学ノートB5版「極東A30」（写真2）

第一一回（昭和三六年一〇月二日）から第三二回（昭和三八年四月二日）までの記録である。研究会の報告者、報告概要、質疑応答、出席者、「社会法研究会」総会議事などが記録されている。林迪廣教授が保管しており、「記録2」とあるが、「記録1」は所在不明である。

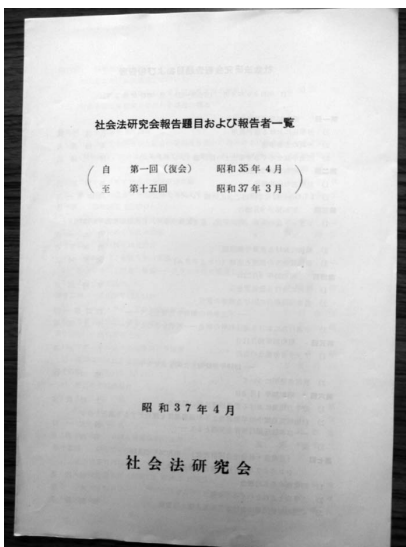


写真1

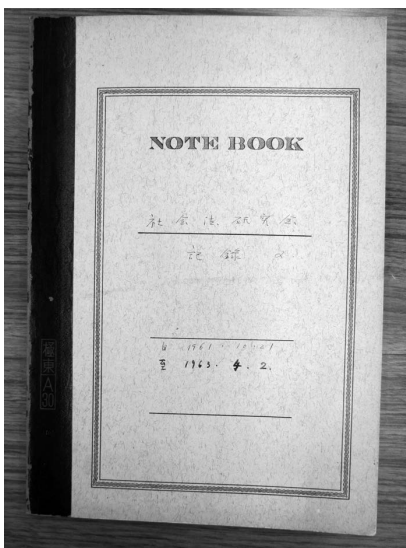


写真2

(三)「社会法研究会会報」B4板 わら半紙 ガリ刷 (写真3)
「社会法研究会」の「会報」として、研究会の報告要旨、論文、研究会記事などを掲載している。各号の総頁は四頁、九頁である。九号まで現物を確認できた。

(四)「菊池勇夫教授演習参加者名簿」社会法研究会 昭和37年4月 18頁 ガリ刷 ホチキス留め (写真4)
菊池勇夫教授が九州帝国大学法文学部着任以来の演習の題目(昭和六年〜)と昭和八年〜昭和三十六年までの演習所属の学生の氏名、住所が記載されている。

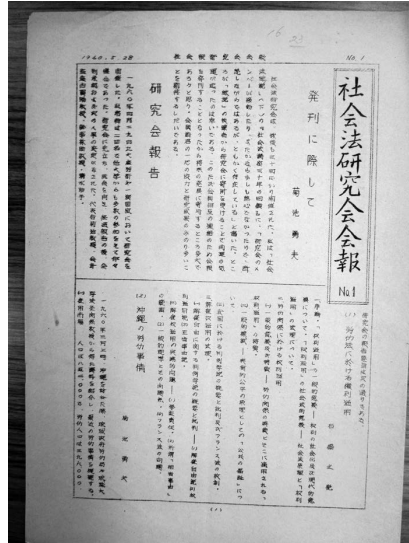


写真3

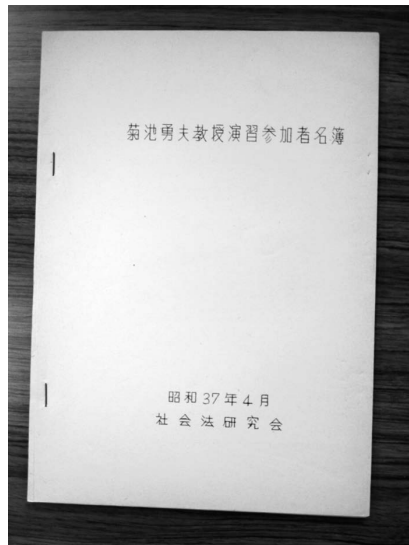


写真4

三 「社会法研究会」の再開

本稿が対象とする「社会法研究会」は、主に九州在住の社会法研究者が参集する研究会である。二〇一九年九月で四八
 一回を重ねる。

この研究会は、菊池勇夫・九州大学法学部教授が、自らの教え子や教授と関係のある研究者などを結集して設立したものである。菊池勇夫博士は「社会法研究会」につき、一九五九年に次のように記している。

戦後初期の「社会法研究会」について（山田）

一三四（一三四）

「われわれは戦前から「社會法研究会」という會合で研究室員と學生がいつしよに研究發表をやっていたが、戦後間もなく「社會法研究会」を復活して新たに組織した。この書の執筆者の大部分はもちろん研究会のメンバーとして活動し、また他方、九州労働調査協會が昭和二十四年に發刊した「九州労働月報」の編集や執筆にも研究会として協力した。右の協會は昭和三十三年で解散し、「月報」も終刊となった。研究会の方は、メンバーが移動したりまたかならずしも熱心でなかつたりで、斷續しながらではあるが、ともかく存在している。」(菊池勇夫「社會法講座三十年の回顧」菊池勇夫編『九州大学社会法講座三十周年記念 社會法綜説―労働法・社会保障法・経済法(下)』有斐閣(昭和三十四年)八頁)

文中にある「九州労働調査協會」とは「福岡地方労働委員会館」(福岡市春吉葦原)に事務局がおかれ、労働委員会の活動に関する資料・研究などを行っていた。

この一文を載せた『九州大学社会法講座三十周年記念 社會法綜説―労働法・社会保障法・経済法(下)』が、「社会法研究会」の「再興」に結果する。

一九六〇年五月二八日付の「社会法研究会会報」第一号に再興の事情を菊池博士は次のように記した。

「発刊に際して」 菊池勇夫

「社会法研究会は、戦後も三十回ばかり開催された。私は「社会法綜説(上)」の『社会法講座三十年の回顧』に、「研究会のメンバーが移動したり、またかならずしも熱心でなかつたりで、斷絶しながらではあるが、ともかく存在している」と書いた。ところが「綜説」の執筆者から研究会に寄附を受けることで再建の氣運が起こったのは幸いである、このたび

会員相互の連絡のため会報を発刊することになったから将来の発展に寄与するところが多大であろうと思う。会員諸君の一層の努力と研究成果のみのり多いことを期待するしだいである。」(全文)

かくして社会法研究会は、昭和三五年四月二九日に開催された研究会を「復会第一回」として再出発することになる。「復会第一回」は、石橋主税「労働法における権利濫用」、菊池勇夫「沖繩の労働事情」、林迪廣ほか「シンポジウム・三池争議をめぐる労働法上の諸問題」によって構成された。

菊池教授の直接の弟子にあたり、九州大学で「労働法」講座を担うこととなる林迪廣教授の証言は以下の通りである。「菊池先生のご指導により社会法研究会が復活(戦前戦中にも同名の研究會がもたれていた)設立されたのは、昭和二一年半ば頃であっただろうか。設立当初から昭和三四年までの研究会の記録が散佚しているのはまことに残念であるが、社会法講座の研究室には、昭和二一年から二五年にかけて、荒木誠之(現在九大法学部教授)、日外喜八郎(現在岡山大学法学部教授)、河野広(現在九産大商学部教授)、後になって古賀昭典(現在佐賀医科大学教授)の諸君がおり、昭和二四年設置の産業労働研究所には清水金二郎教授、柳春夫助教授が着任されて研究会に参加されたほか、賃金論専攻の副田満輝教授や法学部の井上正治教授なども顔をみせられた。……。

社会法研究会は、はじめの頃不定期かつ四頁ながらも研究会報をガリ版で出した記憶もあるが、これもやがてとだえた。昭和三〇年代半ば、社会法関係の助手、大学院生が増大し、勉強の熱意が充溢した時期に、研究会活動の再構築がはかられ、宮崎鎮雄君(現在愛知大学法経学部教授)の努力により研究会報も一時復活し、研究会記録がこれ以後は保存されるに至った。昭和三五年四月の研究会を復活第一回とし、菊池先生の「沖繩の労働事情」と、石橋主税(現在佐賀大学経済

学部教授)「労働法における権利濫用」、林迪廣「三池争議をめぐる労働法上の諸問題(シンポジウム)」の報告がおこなわれている。」林迪廣「社会法学研究への途」『林迪廣先生還暦祝賀論文集 社会法の現代的課題』法律文化社(昭和五八年)五六九頁。

上記文章で「賃金論専攻の副田満輝教授や法学部の井上正治教授なども顔をみせられた」のは「再興」後の「社会法研究会」であろう。

「昭和二二年半ば頃」に開始された戦後「社会法研究会」は昭和三〇年代まででいったん途絶えた。

同じく菊池勇夫教授の薫陶を直接的に受け、後に「経済法」講座を担うこととなる荒木誠之教授の証言である。教授が「社会法研究会」主催の古希祝賀研究会に際して作成・配布した「社会法研究会と私」(一九九五年二月一八日)では「社会法研究会」につき以下のように述べた。

「社会法研究会がハッキリした形で活動するようになったのは、私が研究室に残った頃からだったように記憶しています。当時は菊池先生はじめとして清水金二郎先生、しばらくして林助教授が北大から移ってこられました。私と同じ年配の常連会員として長崎大学水産学部の青塚さん、佐賀大学経済学部の三島さんが記憶に残っています。三島さんは立命館に移られて働き盛りのときに病を得て故人となりました。京城大学での有泉門下の労働法学で、私の親しい友人でした。惜しい人を失ったことでした。私の助手の研究室のメンバーには日外喜八郎君、河野廣クンがいわば同期の櫻でありました。もう少し若い層では古賀君、深山君、石橋主税君、石松君たちがいました。それより若い諸君とは、私が熊本へ赴任した

ので時折九大で顔を合わせ、学会で久闊を叙する仲間でした。そのころ、熊本から研究会に顔を出すと、談論風発の感じを与えたのは清水一行君でした」。

なお月例研究会の案内は会員に葉書（写真5）と、掲示用あるいは封書で送付用には、B4用紙にタイプ印刷されたもの（写真6）が使用された。こちらには末尾に必ず「（一般来聴歓迎）」と記載されている。第四〇回研究会（昭和四〇年三月二〇日）までは、掲示用は「新・社会法研究会」と意識されていた。実際には「第四十回新・社会法研究会」でなく「新第四十回社会法研究会」と記されていた。

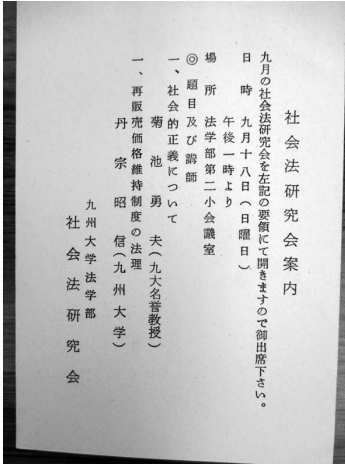


写真5

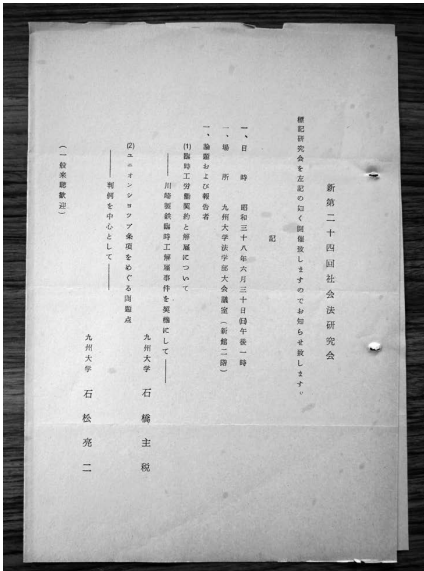


写真6

戦後初期の「社会法研究会」について（山田）

1110 (1110)

「社会法研究会」の名称は、地域名を付さないことと、研究対象を「社会法」とするという点に特色がある。現在の各地の研究会は、頭に地名あるいは大学名を付し、「労働法」または「社会保障法」と名乗る。「社会法研究会」が地名、大学名を冠しないのは、広く開かれた「社法」研究会を目指した菊池勇夫博士の自負であろうか。

「社会法」の名称も同様で、菊池博士の終生の研究課題を反映し、また教育において戦前から労働法、経済法、社会保険法などを大学で講義してきた自負の現れであろう。同時に社会問題全体を把握することなしに労働法、経済法、社会保険法を研究することはできないという菊池博士の思いがこめられている。事実、菊池門下の荒木誠之教授はことあるごとに、労働法と社会保障法の両方を研究することの重要性を後進に説いていた。

再び荒木教授の弁である。

「わが社会法研究会は九州の研究者に広く開かれた組織ですので、それぞれ違った学風で育った研究者が活発に報告をし議論を展開することに、大きな意義があります。…。また労働法と社会保障法のふたつの領域にわたって研究できるのも、わが研究会の特色であります。このことは、全国的にみてもユニークな研究活動といわねばなりません。この二つの学会でわが研究会員が理事会等で活躍している事実がなによりの証拠であります。最近では研究対象を狭く限定してそれ以外には興味を示さない傾向があり、とくに若手の人びとにそれが見られるようですが、視野は広く取り、その上で自己のテーマを深く追求するのがいいように思います。」(荒木誠之「社会法研究会と私」(一九九五年二月一八日))

したがって「社会法研究会」を基盤とした研究者には、意識的に両分野を研究対象とする者がいるのも偶然ではない。例えば柳沢旭・山口大学名誉教授の研究が典型例である。

四 「社会法研究会」の構成員

「社会法研究会会報」No.1（一九六〇年五月二八日）に掲載された「会員氏名」という「名簿」によれば、再開当時の「社会法研究会」の会員は以下の通りである。

「会員氏名」

青塚繁志（長崎大）

日外喜八郎（岡山大）

荒木誠之（熊本大）

池田幸雄（福岡県庁）

池田直視（富山大）

石橋主税（九大大学院博士課程）

石松亮二（九大大学院博士課程）

一色功介（九大大学院博士課程）

井上正治（九大）

井上祐司（九大）

井上義隆（法務局福岡支局）

戦後初期の「社会法研究会」について（山田）

二二八（二二八）

岩*肇 (信州大)

上村政彦 (九大大学院博士課程)

大石三郎 (福岡大)

大山正剛 (九炭勞事務局)

河野広 (九大助手)

菊谷達彌 (九大大学院博士課程)

菊池勇夫 (九大)

北村圭文 (九大大学院博士課程)

小出伸介 (家業)

古賀昭典 (九州工業大助教授)

古賀充寿 (久留米大学事務局長)

小久保正之 (日本労働協会)

小西道善 (日本住宅公団)

清水一行 (九大助手)

清水兼男 (金沢大教授)

清水金二郎 (九州大教授)

西川登 (金沢大教授)

莊子邦雄（北大助教授）
生野一路（前九大講師）
杉山勝次（久留米市長）
袖崎栄一（九大大学院修士課程）
高賀章三郎（NHK福岡支局）
高田源清（九大教授）
高橋武（ILO東京支局）
高橋貞夫（愛媛県庁）
武部建治（九大研究生）
田中和夫（一橋大教授）
丹宗昭信（九大助教授）
林迪廣（九大助教授）
日吉国郎（福岡市役所）
平井進次郎（東京商船大助教授）
深山喜一郎（佐賀大講師）
舟橋諄一（九大教授）
細川潔（九大大学院博士課程）

戦後初期の「社会法研究会」について（山田）

二二六（二二六）

松田正巳 (福岡地方労働委員会事務局長)

馬渡淳一郎 (九大大学院修士課程)

三島宗彦 (金沢大助教授)

宮崎鎮雄 (九大大学院博士課程)

三好邦綱 (筑紫中央高校)

中脇晃 (九大大学院修士課程)

二宮清 (九大大学院博士課程)

柳春生 (九大助教授)

山中康雄 (愛知大教授)

吉岡卯一郎 (福岡県農業講習所長)

吉原節夫 (富山大助手)

多くは労働法、社会保障法を専攻とする研究者であるが、青塚繁志 (昭和一七年の菊池博士の労働法演習の履修者 長崎大水産学部所属) は漁業法、井上正治 (九大) のちに「学長事務取扱発布拒否事件」に抗議し九州大学辞職。破防法事件裁判、連合赤軍裁判の弁護人となる)、井上祐司 (九大)、莊子邦雄 (北大) は刑法、舟橋諄一 (九大)、山中康雄 (愛知大) は民法、田中和夫 (一橋大) は英米法、生野一路 (前九大)、柳春生 (九大) は社会主義法である。

五 「社会法研究会」の活動

①開催曜日

「社会法研究会」は月例の研究会を中心にしていった。一九六〇年からは「会報」が作成された。研究会は日曜日に開催されることが多く、当時は土曜日ともいわゆる「半ドン」であり、土曜の午後におこなうか、参加者の便宜を考え日曜日開催となったのであろう。またこんにちほど交通網が発達しているわけではなく、遠方（熊本や岡山）からの参加者への配慮もあった。当時熊本大学法学部講師・助教であった荒木誠之教授は、〈九大病院（馬出町）前の旅館に泊まって研究会に出た〉ということをしばしば後進に語っていた。

例えば、一九八四年から福岡の西日本短大に勤務し、一九八八年の日本社会保障法学会でいわゆる「九州グループ」の一員として学会報告をした瀧澤仁唱・桃山学院大名誉教授は、荒木誠之教授の研究会についての厳しい発言を回想する。荒木教授が「熊本大学に奉職されていたころの思い出として、時間をかけて熊本から博多まで研究会に出かけて行ってもつまらない報告でがっかりしたことがあると言われたことである。福岡市内にいれば、社会法研究会にでるのに大した負担もないから、当事者は気楽に考えてしまうが、遠くから参加する方は往復で一日仕事になる。そのような方々のことを考えれば、他人の時間を無駄に使わせてしまうのだから、下らない報告は絶対にするな、というのが先生のご指導であった。」と回顧する（瀧澤仁唱「荒木先生を偲んで―端然そのもののイメージが―」荒木誠之先生追悼文集世話人『学究好日 荒木誠之先生追悼文集』（二〇一六年）所収）。

② 報告テーマ・出席者

記録ノートによって報告テーマ、出席者数をまとめてみると以下のようになる。なお「社会法研究会 記録2」の記述を可能な限り忠実に再現したため、本稿の記述に統一性はない。

第一一回 昭和三十六年一〇月二二日 出席者記録なし

報告

一. 河野広(九州大学産業労働研究所)「三池における職場闘争の実態」

二. 日外喜八郎(岡山大学)「組合の分裂と財産の帰属―フランス法に関連して」

三. 石崎政一郎(東北大学)「比較法研究随想」

第一二回 昭和三十六年一二月二四日(日) 一五名 菊池 林 石橋 上村 大石 深山 宮崎 古賀 河野 清水

小田島 清正 続 平川 中脇

報告

一. 上村政彦(九州大学大学院博士課程三年)「ピエール・ラロックの社会保障論」

二. 大石三郎(福岡大学)「労働委員会の一審制について」

第一三回 昭和三十七年一月二八日(日) 一三名 菊池 林 荒木 石橋 上村 細川 深山 古賀 清水 小田島浩二

(九州電力) 清正 平川 中脇

報告

- 一・ 深山喜一郎（九州大学大学院博士課程三年）「フランスにおける公務員の争議権」
- 二・ 古賀昭典（九州大学産業労働研究所）「福岡県における生活保護法の適用の実態」

第一四回 昭和三七年二月三三日 一五名 菊池 石松 上村 大石 宮崎 古賀 河野 清水 小田島 清正 平川

中脇 細川 吉岡 松尾（公労委事務長）

報告

- 一・ 最近重要判例紹介

・ 中脇晃（九州大学大学院）「労働法」

・ 細川潔「経済法」

・ 上村政彦「社会保障法」

二・ 石松亮二（九州大学大学院博士課程）「西ドイツにおける組織強制の法理」

第一五回 昭和三七年三月二一日（水）春分の日 一四名 菊池 林 高田 荒木 石松 石橋 上村 宮崎 古賀

清正 平川 中脇 細川（外来一名）

報告

- 一・ 最近重要判例紹介

戦後初期の「社会法研究会」について（山田）

二二二（二二二）

- 宮崎鎮雄（九州大大学院博士課程）「岩田屋争議事件（福岡地裁昭和三六年五月一九日判決）」
- 二：細川潔（九州大大学院博士課程）「アメリカにおける『不公正な競争方法』の規制について」
- 三：菊池勇夫「文献紹介」

第一六回 昭和三七年六月二四日 二二名 菊池 林 高田（源） 荒木 石橋 上村 石松 大石 深山 宮崎 古賀

河野 清水 小田島 清正 菊谷 志村 河村 下坂 吉岡 甲斐

報告

- 一：細川潔（九州大大学院博士課程）「特殊企業形態について」
 - 二：菊谷達彌（九州大助手）「争議行為における労働契約停止の法理」
- 事件（福岡地裁昭和三六年五月一九日判決）

第一七回 昭和三七年九月二六日（日） 一三名 林 井上（祐） 大石 石橋 石松 深山 宮崎 古賀 清水 小田島

菊谷 甲斐 松田

報告

- 一：最近重要判例紹介
- 宮崎鎮雄（九州大大学院博士課程）「全通幹部郵便法違反教唆事件を中心にして」
- 二：小田島浩二（九州電力）「九電における労働問題」

第一八回 昭和三七年二月一日 二二名 菊池 林 副田 荒木 石松 宮崎 古賀 河野 清水 小田島 清正
報告 菊谷 中脇 細川 中脇 石橋 吉岡 袖崎 二宮 松田 (一名判読不能)

一. 荒木誠之(熊本大)「労働情勢概観」
二. 菊池勇夫(九州大学)「労使関係における人間関係」

第一九回 昭和三七年二月二三日 九名 菊池 林 副田満輝(九州大学経済学部) 井上(祐) 大石 河野 清水

石橋 吉岡

報告

一. 清水一行(九大助手)「我が国における平和義務理論の歴史的展開」
二. 副田満輝(九州大学経済学部)「安定賃金について」

第二〇回 昭和三八年一月二七日 一二名 菊池 林 河野 深山 古賀 石松 下井(隆史・熊本商科短大) 山田・注

石橋 宮崎 清水 中脇(夫人) 二宮

報告

一. 深山喜一郎(佐賀大学講師)「ニュージーランドにおける労働争議仲裁制度について」
故・清水金二郎教授追悼の催し

戦後初期の「社会法研究会」について(山田)

一一〇(一一〇)

- ・古賀昭典(九州工業大助教授)「清水教授の御業績をしのんで」
- ・清水教授をしのぶ茶話会

第二一回 昭和三八年三月三日(日) 一五名 菊池 林 河野 深山 古賀 石松 下井 石橋 宮崎 清水 袖崎

菊谷 小田島 二宮 高原(福岡県労政課長)

報告

一. 最近重要判例紹介

清正寛(九州大学院博士課程)「判例紹介・宇部曹達労組事(山口地裁昭和三七年一月六日)」

二. 高原(福岡県労政課長)「最近の解雇について」

第二二回 昭和三八年四月二日 三〇名 菊池 井上正治 林 深山 藤原彰(司法修習生) 市来八郎(司法修習生)

上野至(司法修習生) 青木幸男(司法修習生) 細川 井本勝努(生産性本部) 小田島 河野 副田 松尾正

人(公労委事務局) 御原(公労委事務局) 甲斐 中脇 清水 古賀 宮崎 石橋 井上(裕) 菊池高志(都

立大) 袖崎 力武義則(九州石炭鉱業連盟) 江崎(福岡地裁) 至勢忠一(福岡地裁) 二宮 下井

報告

一. 井上正治(九州大学)「公労法・最高裁判例について」

二. 林迪廣(九州大学)・深山喜一郎(佐賀大学)「シンポジウム・合理化と解雇」

③ 研究報告

研究会の中心的活動は研究報告ということになるが、一例会では二、三名が報告をしたが、シンポジウム形式の報告が行われることもあった。一九六〇年四月二十九日開催の再開一回目の研究会における「三池争議をめぐる労働法上の諸問題」をはじめ、研究会におけるシンポジウムは、この後も「ILO 87号条約と国内法改正問題」(第二回 一九六〇年五月二十九日)、「最低賃金法の制度と法理」(第三回 一九六〇年六月二十六日)、「合理化と解雇」(第二二回 一九六三年四月二日)、などのテーマがとりあげられた。なお一九六一年二月二十九日には「産業法・社会法合同研究会 シンポジウム『経営権と労働基本権』をめぐる」が開催され、志村治美「経営権の基本的概念」、柏木駿「人事権とこれをめぐる労資関係」、石橋主税「いわゆる「人事権」について―特に個別的労働関係との関連において」、宮崎鎮雄「集团的労使関係における労働基本権と経営権」の諸報告がなされた。

④ 論文発表

菊池博士が「研究会として」編集や執筆に協力したという前出の「九州労働調査協会」のほかにも、「福岡労働基準研究会」の「労基の研究」や福岡県労働部の「労働時報」といった雑誌にも会員は執筆していた。また社会法研究会会報は、研究会記事をのせるだけでなく、独自に論文を募集し掲載していた。

「九州労働調査協会」の「九州労働月報」(写真7)は、多くの「社会法研究会」会員が執筆し、一時は「編集兼発行人」を菊池勇夫博士自身がつとめた。そのため「社会法研究会」の主要メンバーが頻繁に同誌に執筆していた。⁽¹⁾

戦後初期の「社会法研究会」について(山田)

二二八(二二八)

「福岡労働基準研究会」は、福岡労働基準局（福岡市浜町四丁目二五）に事務所を置いていた。「労基の研究」（写真8）は、労使関係や労働基準に関する雑誌で、学術論文や各種告知、解説、「人物点描」など幅広い記事を収録している。「社会法研究会」の会員では、例えば荒木誠之教授が「労働非商品の原則」を発表している（三巻二号、一九五二年）。

福岡県労働部・発行の「労働時報」（写真9）は主に集团的労使関係

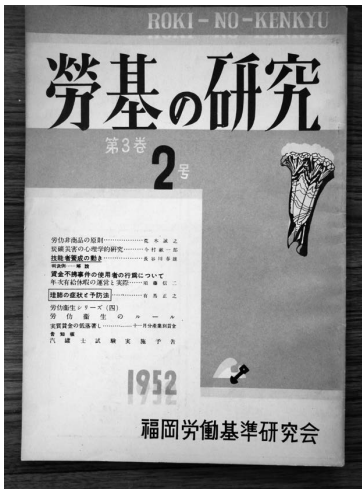


写真8

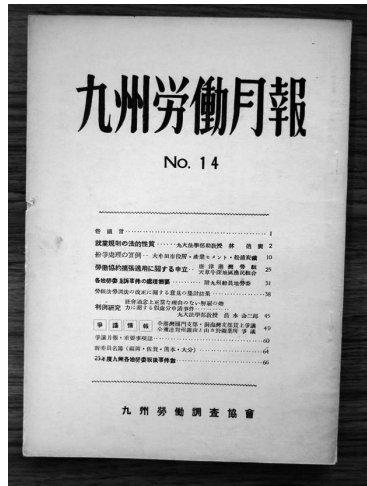


写真7

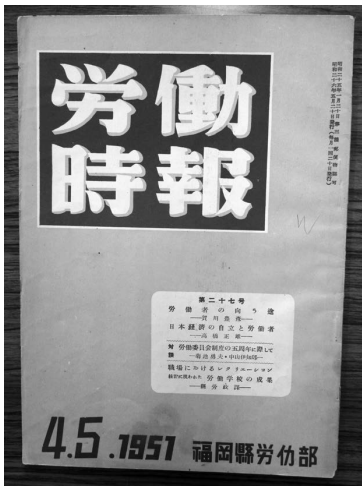


写真9

に関するトピック、論文を掲載しており、「社会法研究会」の会員では、例えば一九五〇年七月の「労働協約特集」に荒木誠之教授が「労働協約と就業規則」を掲載している。また二九号（一九五一年七月）には日外喜八郎教授が「臨時工制度の問題」を発表している。

⑤ その他の活動

「社会法研究会」では、基本的に各自の研究報告、判例研究、書評をおこなった。しかし林迪廣教授によれば「昭和二二年制定の労働基準法の逐条的検討および昭和二四年六月制定の現行労働組合法に関してその法案を逐条的に検討し、立法上の改正提案をまとめ関係者に提示するなど、研究会一体となって昂揚した活動を行ったことが興味深い。」（林迪廣「社会法学研究への途」『林迪廣先生還暦祝賀論文集 社会法の現代的課題』法律文化社（昭和五八年）五六七〜八頁）という。

- (1) 例えば、清水金二郎「労働協約の余後効」四号（昭和二五年）、林迪廣「就業規則の法的性質」一四号（昭和二六年）、清水金二郎「社会通念上正当な理由のない解雇の効力に関する仮処分申請事件」同号、林迪廣「就業規則の協議約款と解雇手当の効力」一五号（昭和二六年）、荒木誠之「団体交渉における多数決原理」同号、菊池勇夫「最近の労働問題」一六号（昭和二六年）、荒木誠之「交渉単位決定の諸問題」同号、清水金二郎「わが国社会保険制度の現状とその批判」二二号（昭和二七年）、荒木誠之「使用者の言論の自由」同号、菊池勇夫「労働法の諸問題」二二二号（昭和二七年）、林迪廣「労働協約における非組合員条項について」二六号（昭和二八年）、荒木誠之「平和条項と争議行為」同号（昭和二八年）など。

戦後初期の「社会法研究会」について（山田）

六 「社会法研究会会報」

「社会法研究会」は「会報」を定期的に発行していた。筆者は一号から九号までを確認できたが、その後、どこで発行が停止したかは確認できなかった。

「会報」は、研究会の報告テーマ、内容のほかに「論文」も掲載していた。例えば、荒木教授は、二号に「最低賃金法の制度と法理」を発表しているが、長い研究生活の中で教授が最低賃金法について論文をまとめることがほとんどなく、その一つがここに掲載されていることになる。

また一号には会員の「研究計画」を発表する「本年度の研究計画」の記事もあり、単なる研究会の「報告」以上のものを含むものであった。

現物を確認できた「会報」の目次は以下の通りである。

社会法研究会会報 No 1 1960. 5. 28 (全四頁)

「発刊に際して」 菊池勇夫

研究会報告 1960年4月29日 産業労働研究所第1演習室において研究会を開催。

「研究会に先立ち、総会を開き、経過報告の後、会則承認および人事の決定がなされた。代表者菊池勇夫、会計古賀昭典助教授、幹事林助教授、清水助手」

(1) 労働法に於ける権利濫用 石橋主税

(2) 沖縄の労働事情 菊池勇夫

(3) シンポジウム「三池争議をめぐる労働法上の諸問題」座長 菊池勇夫 主報告者 林迪廣

「本年度の研究計画」

「会員氏名」

社会法研究会会報 No. 2 (1961. 6. 13) (全四頁)

「労働基本権」という用語について 菊池勇夫

最低賃金法の制度と法理 荒木誠之

研究会報告題目及び報告者(自一九六〇年四月 至一九六一年十月)

新入会員名簿

社会法研究会会報 No. 3 (1961. 11. 17) (全六頁)

暫定的救済・中止命令 (temporary relief or restraining order) の申請について 福岡大学 大石三郎

西独における組織強制の法理(要旨) 九州大学 石松亮二

ピエール・ラロックの社会保障(第十二回研究会報告要旨) 九州大学大学院 上村政彦

研究会報告題目及び報告者一覧(自昭和三七年六月(第十六回) 至昭和三七年十一月(第十八回))

戦後初期の「社会法研究会」について(山田)

二二四(二二四)

社会法研究会会報 清水金二郎教授追悼号 No. 4 (1963. 3. 3) (全八頁)

清水教授履歴(抄)

清水教授研究業績目録

清水金二郎君の思い出 菊池勇夫

弔辞 林迪廣 門下生一同代表

清水先生の研究のあとを偲んで 古賀昭典

研究会報告題目及び報告者一覽(自昭和三十七年十二月(第十九回) 至昭和三十八年一月(第二十回))

社会法研究会会報 No. 5 (1963. 9. 28) (全六頁)

研究会報告要旨

・ 現段階における臨時工労働契約と解雇について―川崎製鉄臨時工解雇事件(神戸地裁昭和三七・七・二〇判)を契機として 石橋主税

ユニオン・シヨップ条項をめぐる問題点―判例を中心として 九州大学 石松亮二

研究会報告題目及び報告者一覽(自昭和三十八年三月(第二十一回) 至昭和三十八年九月(第二十五回))

社会法研究会々報 No. 6 (1964. 3) (全八頁)

西欧の研究を訪う 菊池勇夫

不当労働行為の審査について—迅速処理の諸問題 熊本大学 荒木誠之

不当労働行為の審査手続における労使交渉力の均衡 (balance of bargaining power) について 福岡大学 大石三郎

研究会報告題目及び報告者一覽 (自昭和三八年十月一六日 第二六回 至昭和三九年二月二九日 第三〇回)

社会法研究会々報 No. 7 (1194. 11 *1964の誤りか) (全九頁)

国有林野の労使関係雜観 九州大学 林道廣

岩田屋争議事件判決 (福岡地裁 昭三六・五・一九 福岡高裁 昭三九・九・二九) 九州大学 深山喜一郎

研究会報告題目及び報告者一覽 (自昭和三九年三月二〇日 第三十一回 至昭和三九年二月二八日 第三十六回)

社会法研究会々報 No. 8 (年月日記載なし) (全三頁)

英米の労働事情 熊本大学 荒木誠之

社会法研究会々報 No. 9 (年月日記載なし) (全七頁)

紹介 三島宗彦・佐藤進著「労働者の災害補償」 愛知大学 宮崎鎮雄

ちなみに「社会法研究会会報 No. 1」に掲載された「本年度の研究計画」は以下のようなものであった。

戦後初期の「社会法研究会」について (山田)

一一二 (一一二)

荒木誠之 (1) 社会保障法の研究 (2) 災害補償の法理 (3) 労働保護の法理

池田直視 労働者経営参加をめぐる法律問題

石橋主税 労働関係における権利濫用論の研究

一色功介 協約の一般的拘束力研究

上村政彦 ピエール・ラロックの社会保障理論・後進国における社会保障の問題 (タイ国の場合)

河野広 労働委員会資料の研究

菊谷達彌 フランスにおける争議権 不当労働行為

菊池勇夫 原子力産業の労働条件・原子力法の経済法的特色などについての研究を進めたいと考えている。

清水一行 労働協約および争議権の研究。いわゆる法の階級性や団体自治の研究との関連の下でできるだけ本質把握に接

近しいと考えている。

清水金二郎 国民年金制度。中小企業の労使関係 (林助教授、河野助手との共同研究)

生野一路 資本主義と農業。特にアメリカ農業の発展過程の研究。

高橋貞夫 労組法適用上の問題―不当労働行為の実証的研究

武部建治 ロック・アウト論

林道廣 就業規則論の再検討。特に日本の就業規則の法理の基礎としてその特殊な労使関係にしめる地位を明らかにし

たいと思います。

深山喜一郎 争議調整制度よりみた争議権の構造

松田正巳 労使関係の正常化の面からみた不当労働行為の実績と反省・争議調整方法としてのあっせんの実績と反省

馬渡淳一郎 イギリス労働法の立法および理論の研究

宮崎鎮雄 ロック・アウトの法理（争議関係法）

中脇晃 就業規則に冠する法律問題

む す び

一九六〇年代の「社会法研究会」は、三井三池炭鉱を抱える福岡という地域的特性にもかかわらず、純粹にアカデミックスな性格をよく維持していた。それは戦前から「社会法」研究に大きな業績をあげた菊池勇夫という強烈なカリスマによって研究会が主導されてきた結果であろう。研究会が実践の出撃基地にならなかったのは、戦前・敗戦直後も「社会法研究会」は存続し、それが一九六〇年に「復興」したに過ぎないという、菊池博士の揺るぎない自負心の現れであり、それが研究会のストイックな姿勢を貫かせたのだろう。

苦学し東京帝大を卒業し、洋行を果たし「ワイマール共和国」や「欧州」、ILOを「実感」し、帰国後、帝国大学教授まで上り詰め、天皇制絶対主義下での研究を余儀なくされ、戦争で自宅が全焼し研究の途を断られたかに見えたが、「戦争責任」を「やり過ぎし」、戦後も影響力を持ち続けた菊池勇夫博士にとって、安保闘争や三池争議（写真10）はどのよう^①に映ったのだろうか。九州地方の特色である炭鉱労働者の労働関係に、九州帝国大学着任以来関心を持っていた菊池博士にとっては格別の思いがあったに違いない。

向坂逸郎を経済学部に擁し、奥田八二を教養部に擁する九州大学でその洗礼を受けた若い研究者が会員になってもなお、

戦後初期の「社会法研究会」について（山田）

二一〇（二一〇）

重鎮のもとで研究会の性格はかわらなかつた。彼らは研究会の性格を変化させるにはあまりにも若かつたし少数であつた。

例えば、河野正輝教授（元・日本社会保障法学会代表理事）は、自身の修士課程一年の若き日の「社会法研究会」の印象を次のように語る。

「その頃の（一九六四年…山田・注）社会法研究会というのは、本当に菊池勇夫先生がご健在であられましたからね、菊池勇夫先生を中心にして、林道廣先生、そして荒木誠之先生、その他に、当時は佐賀大学にいらした深山喜一郎先生、それから九州大学の産業労働研究所に後に入られました古賀昭典先生、それにとまじり東京支局長の高橋武先生も見えていました。

……。
それはもう、菊池勇夫先生の存在というのは大きかつたですからね。林道廣先生が、菊池勇夫先生のことを、「文字どおり其学の師表を仰ぐという思いを抱く」（後述の「社会法研究シリーズI」）刊行のことば」と書いておられますけど、そう

声 明 書

〓 不当ロック・アウトに抗議する 〓

三井鉱山は自からの怠慢経営を何ら反省することなく「赤子」や「石炭斜陽論」をデッチ上げて、これを口実に「クビ切り・買下げ・労働強化」という一連の攻撃を、昨年一月以来相ついでわれわれに集中してきたが、血迷つたかれらはついに、本日全く「攻撃的」なロック・アウトをかけてきた。

われわれはこのロック・アウトをいわゆる「事業所閉鎖」として受取るのではなく、実に「労働組合閉鎖」として考えざるを得ない。なぜなら、組合活動家に生産阻害者という無業の罪をなすりつけ、業務命令で組合統制を犯そうとする、かれらの真の意図が「組合がつぶし」にあることが自明だからである。

われわれは、敵のこのように不当な「攻撃的ロック・アウト」がいわゆる「安保体制」につながる、露骨極まる資本の野望のあらわれであることを確認し、同時に敢えてこの不当を施行するところに敵の焦燥と狼狽とを看取せざるを得ない。

このことは、炭況の異常なる回復による、生産増強の経営意図に反し、組合側の闘争態勢が日毎に強化されることについての焦燥であり狼狽である。事実、われわれに対する、全労働者階級の物心両面にわたる支援はかつてない実績を示し、働く者の統一と団結に守られた、われわれのたたかいは、一歩一歩勝利へ前進しつつある。このたたかいが如何に長期化しようとも、全組合員・全家族の総力を結集し、不当ロック・アウト粉砕まで断固たたかひ、

右声明する。

一九六〇年一月三日

三池炭鉱労働組合
三池炭鉱主婦会

写真10：林道廣教授の研究室に保管されていた三池争議のビラ

いう感じの通りでしたよ、社会法研究会は、菊池先生を中心にしていました。

……。

でも、大学院に入ったばかりの頃の、菊池勇夫先生を中心とする雰囲気というのは、錚々たる先生方がいらして、私どもは菊池勇夫先生がどのくらい偉い先生かというのわからないで、末席におりました。どのくらい偉い先生かというのは、後になってわかったことなのですが。」（河野正輝・岩村正彦・菊池馨実・笠木映里・西田和弘・新田秀樹「〔研究座談会〕社会福祉法研究を振り返って―河野正輝先生を囲んで」社会保障法研究四号（二〇一四年）一一七―一一八頁）。

いわゆる六〇年安保・三池争議世代の研究者にとっては、「政治の季節」のなかで、実践か学問かの分岐点で、彼らが学問を選んだ以上、研究会のヒエラルキーを打破するという行動はあり得なかった。

いっぽう、「激動の六〇年代後半」に、「社会法研究会」に大学院自治会の「授業ポイコット」決定に同意する若手院生が入会し、学問の存在それ自体が問われる状況下で「社会法研究会」には何がおこったのか（起こらなかつたのか）。

いわゆる「大学紛争」世代に属する良永彌太郎・熊本大学名誉教授（元・日本社会保障法学会代表理事）の「社会法研究会」の印象は次のようなものだった。

「私が大学院に入ったころは、九州大を定年退官された菊池博士も必ず出席。出席者のほとんどは林道廣、荒木誠之両教授はじめ菊池博士門下の先生方でした。

いずれも労働法や社会保障法の分野で、第一級の研究業績を挙げられていました。大学院生は事務を担当しつつ出席も許されていましたが、新米の院生は隅の方で小さくなって研究報告や質疑応答を拝聴していたのです。

ただ、新米でも同期生の柳澤旭君(現山口大学名誉教授)だけは例外で、積極的に質問などをしていました。菊池博士はにこやかな表情で丁寧な、原理・原則的なことから諄々と説いておられたのがとても印象的で、大家とはこのようなものかと思つたことでした。(良永彌太郎「歩みは「克己 尽力 楽天」^⑬」熊本日日新聞二〇一五年一月一九日)

一九七五年七月、菊池勇夫博士が逝去する。偉大なカリスマ亡き後、「社会法研究会」は、菊池カラーを維持しながら、菊池博士の直接の弟子によつて運営・展開されてゆくことになる。

一九六〇年代後半、「異議申立」世代の若手研究者たちが存在感を増してゆく中で、菊池博士の構築した「社会法研究会」の「伝統」がどのように維持されるかは変容してゆくのかは、今後検証されてゆくことになる。

(1) 奥田八二「顧みて」(九州大学)社会科学論集三三集(昭和五八年)一三二頁以下参照。奥田八二については、「奥田八二日記研究会」が結成され、『奥田八二日記 研究会会報』が発刊されている。同「研究会会報」については、九州大学図書館リポジトリ(https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/publications_kyushu/okudahachi)により閲覧が可能である。

なお本研究会については篠原新・広島修道大学国際コミュニケーション学部準教授に「教示頂いた。記して感謝する。」

(2) 「激動の六〇年代後半」に九州大学大学院に在籍した社会法学専攻の若き研究者の証言として、荒木誠之先生追悼文集世話人『学究好日 荒木誠之先生追悼文集』(二〇一六年)。また当時の九州大学の状況につき『あの日 あの時 この時代』記念誌編集委員会編『あの日 あの時 この時代—ファントム墜落五十周年・さよなら九州大学箱崎キャンパス』花書院(二〇一八年)参照。なお本書の存在は、柳澤旭教授の教示により知ることができた。記して感謝する。